

平成20年10月16日

各 位

株式会社日本トリム

代表取締役社長 森澤 紳勝
(コード番号6788東証第一部)
お問い合わせ先
専務取締役管理事業部長 尾田 虎二郎
(TEL: 06-6456-4600)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成20年10月16日開催の当社取締役会において、会社法第236条、238条および240条第1項の規定に基づき当社取締役に報酬として割り当てるストックオプション（新株予約権）の募集事項を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由

当社取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高める為のインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の名称

株式会社日本トリム第3回新株予約権

3. 新株予約権の総数

200個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は50株とする（ただし、下記3による株式数の調整に従う。）。

4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 10,000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、本取締役会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

5. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

6. 新株予約権の割当日

平成20年10月31日

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に順じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

8. 新株予約権を行使することができる期間

平成22年11月1日から平成27年10月31日まで。

9. 行使条件

- ①新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合で、当社ストックオプション制度の目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に当社取締役会において認めた場合には、新株予約権の行使を認めないものとする。
- ②新株予約権者が、書面により新株予約権を放棄する旨を申し出た場合は、以後、新株予約権の行使を認めない。
- ③新株予約権者は、各新株予約権を分割して行使することができない。
- ④新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
- ⑤その他の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

10. 新株予約権の取得条件

なし

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

12. 新株予約権証券

当社は新株予約権証券を発行しない。

13. 新株予約権の行使によって株式を発行する場合における増加する資本及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

以 上